

公 告

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を公表する。

令和5年12月13日

福岡県南広域水道企業団

監査委員 野 村 泰 也

監査委員 中 原 修 作

令和5年度定例監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部課

総務部 総務課、企画財政課

施設部 施設建設課、浄水管理課

2 監査の対象及び範囲

令和4年4月1日から令和5年5月31日までににおける財務の関する事務執行及び経営に係る事業の管理及び業務の運営

3 監査の着眼点

監査の対象となった財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営が合理的に行われているかに着目し、監査をした。

4 監査の実施期間

令和5年9月1日から令和5年11月17日まで

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、令和4年度毎月の例月出納検査や令和4年度決算審査との有機的な連携を図りながら、主に監査対象期間における財務等に関する事務の執行状況が、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて抽出して試査するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

第2 監査の結果

- 1 事務監査 特に指摘する事項はなかった。
- 2 工事監査 特に指摘する事項はなかった。

むすび

監査の結果は、概ね良好と認められた。